

広島県告示第千二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県呉地域事務所建設局において、平成二十年一月四日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十二月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四八七号	呉市音戸町畑二丁目五八三四番二地先から 呉市音戸町畑二丁目六八六七番二地先まで	平成一九年十二月 一七日